

・掲載した情報は、環境省による暫定的な翻訳であり、また最新のものと限りません。また、全ての関係する法令等が網羅されているわけではありません。
・最新の正式な情報についてのご確認は、各国のフォーカルポイント(連絡先)を通じて、関係する法令等の原文において行われるようお願いいたします。

【環境省暫定訳】

農牧農村開発漁業食糧省

全国種子検査認証サービス

名古屋議定書に基づく食料及び農業のための

植物遺伝資源へのアクセス申請への対応に関する暫定手続き

原文タイトル: PROCESO TRANSITORIO PARA LA ATENCIÓN DE SOLICITUDES DE ACCESO A RECURSOS FITOGENÉTICOS PARA LA ALIMENTACIÓN Y LA AGRICULTURA CONFORME AL PROTOCOLO DE NAGOYA

原文リンク:

<https://absch.cbd.int/api/v2013/documents/94DB9371-D679-0733-374A-EDA237B096DD/attachments/ANEXO%20I.%20Proceso%20Transitorio%20atenci%C3%B3n%20solicitudes%20de%20acceso.pdf>

(最終アクセス日:平成 30 年4月9日)

目次

1.	根拠.....	3
2.	用語.....	4
3.	手続の目的.....	5
4.	プロセスの当事者.....	5
5.	手続..... エラー! ブックマークが定義されていません。	
5.1.	申請.....	6
5.2.	評価.....	6
5.3.	認証の発行.....	6
5.4.	用途の変更.....	7
5.5.	第三者の参加.....	7
5.6.	監視.....	7
6.	単独巻末資料.....	8

名古屋議定書に基づく食料及び農業のための植物遺伝資源へのアクセス申請への対応に関する暫定手続き

本書は、植物遺伝資源素材へのアクセス申請に対して農牧農村開発漁業食糧省（SAGARPA）及び全国種子検査認証サービスが取るべき手続きを定めた文書である。なお、この手続きは、生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書の規則に対応した国内法を制定するまでに適用される暫定措置である。植物遺伝資源への生息域内及び生息域外のアクセス申請に適用される。

1. 根拠

メキシコ合衆国憲法では、原則として「国は、雇用の創出、農村住民に社会福祉と国家開発への参加と包摂を保証することを目指し、インフラ基盤・生産財・クレジット・人材育成・技術支援を通じて、総合的な農村開発環境を推進するとともに、土地の最適利用を目指した農畜産業及び林業の活動を促進する。」と定めていること。

持続的農村開発法第 102 条 I 項では、「全国種子検査認証サービス（SNICS）は、関連官公庁や機関と合同で、植物遺伝子資源の保全・アクセス・使用・総合管理・種子取得者の保護権及び種子の品質分析に関する政策・活動・国際協定を定め、必要に応じて上申する責任を有する」定めている。これに鑑み、SNICS は、食料及び農業のための植物遺伝資源（PGRFA）に関する各種活動の調整にあたる権限機関となる。

連邦種苗生産認証及び商取引法第 5 条 V 項では、「関連官公庁及び各機関の参加と協力を得て、種苗の解析・保全・評価・認証・推進・供給・商取引及び使用に関するプログラム、行動及び合意を決定・実施する」と定めている。

SAGARPA の内規第 53 条 II 項では、全国種子検査認証サービスの権限として、「関連するその他の官公庁及び機関と合同で、食糧及び農業のための植物遺伝資源の保全・アクセス・使用及び総合管理、取得者の権利保護、種苗の分析・保全・評価・認証・促進・提供・商取引及び使用に関する政策・行動及び合意を提案する」と定めている。

SAGARPA の内規第 19 条 VI 項では、生産性・技術開発総局（DGPDT）に、4 つ職権のひとつとして、「食糧及び農業のための遺伝資源のアクセス、保全及び持続可能な利用（バイオエネルギー生産に資するものも含む）に関するプログラム及び戦略を実施する」と定めている。

SAGARPA の内規第 9 条 V 項では、法律顧問の職権について、「省内の各部署、及び必要に

応じて分権化組織又は州支局を法律面から支援し、省の管轄業務における諮問機関となる」と定めている。

SENASICA の内規第 15 条 XIX 項では、植物防疫総局長の職権として、「植物とその生産物、及び副産物の輸出入、及び国際輸送と国内移動、害虫・病原体のキャリアとなり得る輸送車両・機器類・資機材に関する植防要件を定めること」と定めている。輸入に関わる植物防疫のための要件に関する相談室及び輸出と国内移動に関する相談室も含む」と定めている。

2. 用語

本規則の適用上、次の用語は、次に定める意味を有する。

アクセス：生息域内及び生息域外保全下の植物遺伝資源及びその副産物、及びこれが該当する場合には、これらに関連する伝統的知識の取得及び利用。

収集物：特定の個体群又は系種の遺伝的多様性を代表する植物由来の素材で、その保全を目的に保全センター又は植物改良プログラムで保護指定されたものをいう。

遺伝子銀行、種子による長期保存（ベースコレクション）、種子による中期保存（アクティブコレクション）又は生体による圃場保存（フィールドコレクション）：生息域外で植物遺伝資源を保全するための物理的空間をいう。

植物遺伝資源へのアクセスに関する条約：植物遺伝資源及びその副産物、又はこれらに関連する伝統的知識へのアクセスを認めた提供者及び利用者間で締結される法的文書。

植物遺伝資源に関連する伝統的な知識：植物遺伝資源の利用に関連して、伝統的文脈の中で形成・継承されてきた専門知識・能力・工夫・慣習・教え等を含む、集団内で数世代にわたり保持されてきた動的かつ常に変化する知識を意味する。

生息域外でのアクセス：利用者が植物遺伝資源の遺伝子銀行、生体の収集、植物園等から遺伝資源を得ることという。

生息域内でのアクセス：自然環境に生息する種であれば、自然の生態系から利用者が資源を得ること、飼育種・養殖種であれば、固有の特徴を進化させるに至った環境及びコミュニティバンクから資源を得ることをいう。

派生物：分子、自然の分子の組合せ又は混合物で、生物の代謝に由来し、生物の生きた又は死んだ器官から得られる粗抽出物を含む植物遺伝資源に関する個人又は集団の工夫もしくは慣習がもたらした利益で、現に価値があるか潜在価値を有するもの。

提供者：植物遺伝資源、その派生物又はこれらに関連する伝統的知識を提供する個人又は組織。

植物遺伝資源は、現に価値があるか潜在価値を有する植物由来の遺伝素材と定義される。これら資源は、農業者が伝統的手法で保全及び開発し、新たな品種及び技術を開発する基盤となる。

利用者：植物遺伝資源、その派生物又はこれらに関連する伝統的知識を要請し、受理する者をいう。

植物遺伝資源とその派生物の利用：植物遺伝資源の遺伝的及び／又は生化学的な構成（バイオテクノロジーの応用によるものを含む）に関する研究開発活動の実施をいう。

SAGARPA：農牧農村開発漁業食糧省。

SNICS：全国種子検査認証サービス SAGARPA の分権的組織。

3. 手続の目的

本手続書は、生息域内及び生息域外での植物遺伝資源へのアクセス申請に対応する SAGARPA 及び SNICS 内部の手続を定める目的を有する。

4. プロセスの当事者

環境天然資源省。名古屋議定書の政府窓口で、申請者による申請書の提出先として。

農牧農村開発漁業食糧省 (SAGARPA)。農村開発政策全般を策定、実施、評価する権限ある当局として。

全国種子検査認証サービス (SNICS)。国内の監督当局として、持続的農村開発法第 102 条に基づく植物遺伝資源へのアクセスに関する申請書の審査をおこなう技術機関として。

植物遺伝資源の提供者とは、植物遺伝資源、その派生物及び／又はこれらに関連する伝統的知識を保持し、利用者に提供する個人及び／又は組織をいう。自然人又は法人に分類さ

れる。

植物遺伝資源の利用者とは、植物遺伝資源、その派生物、又は資源に関連する伝統的知識を利用するためにそのアクセスを申請する自然人又は法人をいう。

5. 手続

植物遺伝資源へのアクセスに関わる内規が定める手続は、以下の通りとする。

5.1. 申請

ステップ 1 : 申請者は、名古屋議定書の政府窓口である SEMARNAT に単独巻末資料に記載される要件を満たす申請書を提出する。

ステップ 2 : SEMARNAT は、植物遺伝資源へのアクセス申請の提出を受け取り、申請書の提出事実と手続き開始を通知する審議記録を SNICS に送付する。

5.2. 評価

ステップ 3 : SNICS は、アクセス申請の法的・技術的予備審査を実施する。

ステップ 4 : SNICS は、法律顧問室 (OAG)、農業庁生産性技術開発局 (DGPDT)、農業食品衛生無害品質庁 (SENASICA) のメンバーでワーキンググループを編成する。申請案件が伝統的知識へのアクセスであれば、全国先住民族開発委員会 (CDI)、提供者及びアクセスと関連する他局又は機関に諮問する。

ステップ 5 : 前述のワーキンググループにおいて、利用者に追加情報を要請する必要があるか否かを検討し、必要な場合は、その旨を通知し、30 日以内に情報の提出を要請する。

ステップ 6 : SNICS は手元にある全情報をもとに予備的な意見書を作成し、OAG の審理にかける。OAG は、必要な提言を示す、又は必要に応じて検証をおこない、SNICS にこれを送達する。

5.3. 認証の発行

ステップ 7 : 審議記録及び意見書の作成後、SNICS は最終的な意見書を作成し、利用者に通知するとともに、OAG に審議記録の写しを添付した意見書を送達する。OAG は政府窓口である SEMARNAT に国際的に認知された遵守の証明書の発行手続きを開始するよう求める。

ステップ 8 : SNICS は、アクセス申請手続きが現行法に則り行われたことを遺伝資源提供者に報告するとともに、かかるアクセスから商品又は商業化可能な使用方法が開発された場合に提供者がどのような権利を有するかを通知する。

5.4. 使途の変更

ステップ 9 : 研究調査の結果、商品又は商業化可能な使用方法が開発された場合、ABS の締結が必要となる。両当事者は、SNICS に出頭し、使途変更の届け出を行い、SNICS より契約の書式を受け取る。

ステップ 10 : 保有者及び利用者間で使途変更について書面による合意に達した場合、SAGARPA-SNICS に出向き、使途変更に関して締結した契約又は合意書の写しを引き取る。

ステップ 11 : 締結に至った場合、その旨を SNICS に届け出、契約書又は合意書の写しを提出し、SNICS の審理にかけ、ABS 提出証明書の発行申請をする。これにより SAGARPA における手続きが終了する。

5.5. 第三者の参加

ステップ 12 : 利用者は、プロジェクトで定められた活動に限定し、相互に合意する条件のもと、研究調査をおこなうのに必要な第三者と法的文書を取り交わすことができる。その場合、提供者に事前に通知し、SAGARPA-SNICS に事前に届け出をおこなわなければならない。その際、利用者は、第三者との間で取り交わす合意において、アクセス対象となる PGRFA の自由な使用を制限する厳密な守秘義務条項を含めることを約束し、これに違反した場合、提供者に対する法的効果の責任が問われ、SAGARPA-SNICS にその旨を届け出なければならない。第三者との間で取り交わした法的文書はすべて、その写しを SAGARPA-SNICS に提出し、提出物は審議記録とともに保管される。

5.6. 監視

ステップ 13 : 利用者は、許可されたアクセスにより得られた成果について、相互の合意する期限までに提供者及び SAGARPA-SNICS にプログレス・レポートを提出しなければならない。同報告書には最低限、目標の達成度・成果品・当初設定した目標の達成度を記載する。同様に、研究調査終了後 6 ヶ月以内に、達成された成果、将来の科学的開発及び応用の可能性を記載した最終報告書も、提供者及び SAGARPA-SNICS に提出しなければならない。

6. 単独巻末資料

生息域内及び生息域外での植物遺伝資源へのアクセス申請における必要事項

植物遺伝資源へのアクセス申請手続きを開始するには、次に掲げるデータを記載した申請書を提出しなければならない。

- I. 申請者の氏名、会社名、これが該当する場合には法定代理人の氏名。
- II. 通知類の送付先住所、受け取りの権限保持者の氏名。
- III. 国内又は国際的な性格。
- IV. 申請対象の植物遺伝資源、その派生物、又はこれらに関連する伝統的知識へのアクセスを伴う活動の実施方法、及びアクセス申請の根拠。
- V. 申請対象の植物遺伝資源の保全環境（生息域内又は生息域外）
- VI. 当該の植物遺伝資源が生息域外環境下でメキシコに存在していたのが名古屋議定書の実施前であったか、実施後であったかを記載する。
- VII. 申請先の監督当局名。
- VIII. 場所と日時。
- IX. 申請者又は法定代理人の署名。

植物遺伝資源へのアクセス申請に添付すべき必要事項。

- I. 申請者の人格を保証する公的書類（公的ID、連邦納税者登録番号、会社定款など該当するもの。）
- II. **最低限以下の内容を含むプロジェクト概要**：序文、全体目標及び個別目標とその根拠、仮説、使用する資材及び手法、参加機関、期待される成果、工程表、参考文献。プロジェクト本文には、次に掲げる内容を記載する：提供者の正確なデータ、植物遺伝資源を取得するコレクション又は場所の一般的データ、派生物であればその学術名称、関連する伝統的知識であればその名称又は取得方法、取得予定の標本数及び／又は量、アクセス期間。
- III. SAGARPA-SNICSが定めた書式で作成された、PGRFA提供者による**情報に基づく事前の同意書**。
- IV. SAGARPA-SNICSが定めた書式で作成された、PGRFA提供者及び利用者双方が**相互に合意した要件**。